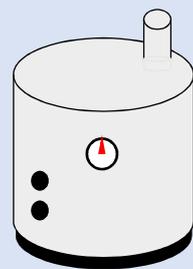
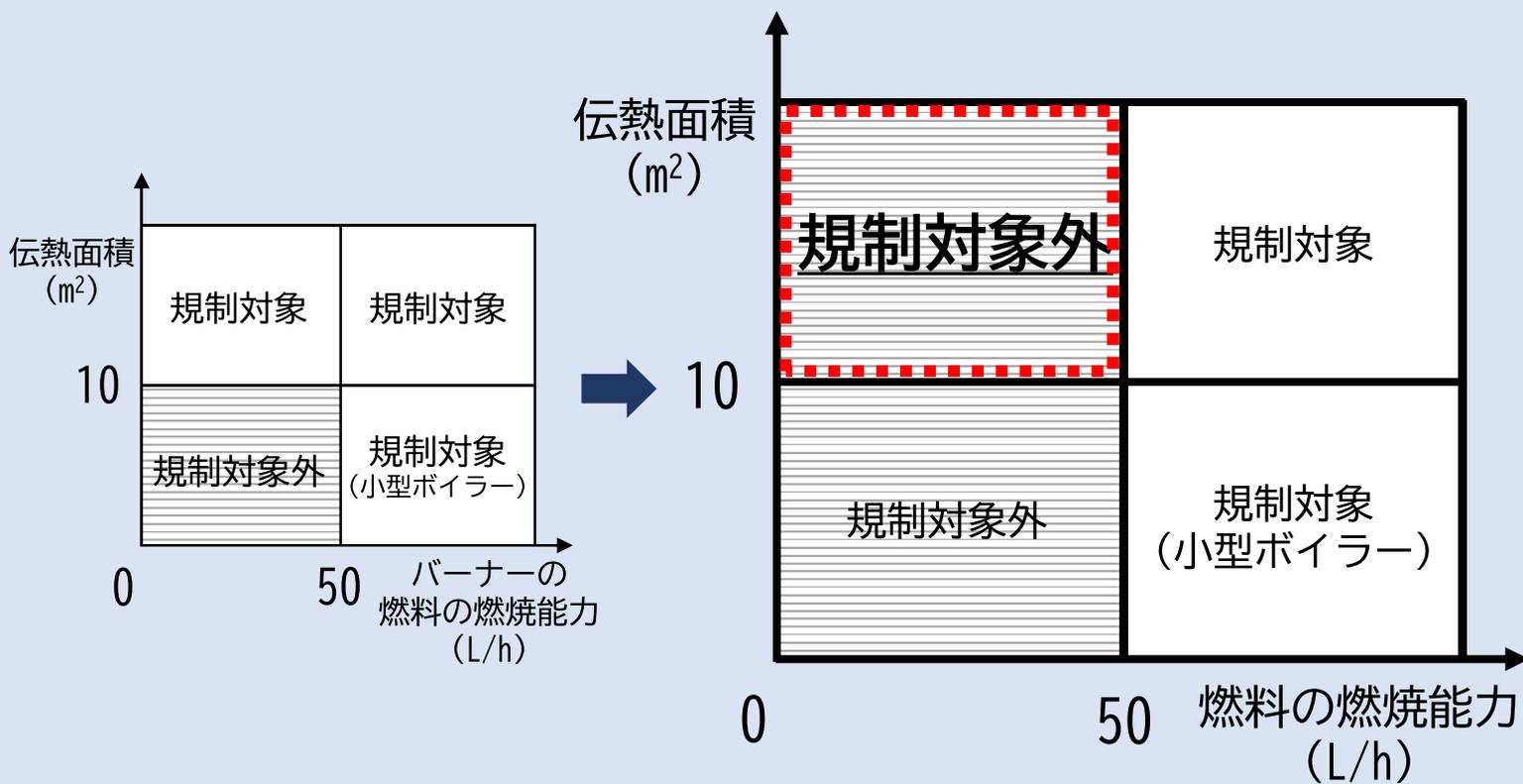


令和4年10月1日から ボイラーの『伝熱面積』の 規模要件がなくなります！



改正前	改正後
環境省令で定めるところにより算定した <u>伝熱面積が10平方メートル以上</u> であるか、又はバーナーの燃料の <u>燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上</u> であること	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上 であること



- この改正で規制対象外となる既設の施設について、**使用廃止届出は不要**です。
- 規制対象外の判断に当たり、燃焼能力が不明の場合、**ボイラーメーカーにお問合せください。**

『神奈川県生活環境の保全等に関する条例』

における取扱い

- 今回の法施行令改正（施行）に伴う条例改正等はありません。
- 今回の改正で法上は規制対象外となるものでも、条例上の指定施設に該当するボイラーは、引き続き、条例の規制対象施設となります。ただし、条例上の「排煙発生施設」には該当しないため、窒素酸化物及びばいじんに係る測定義務がなくなります。

》 条例の届出等に関する問合せ窓口

県所管地域			
所管地域	所管課	所在地	電話番号（代表）
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部環境課	横須賀市日の出町2-9-19	046-823-0210
厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境部環境保全課	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部環境保全課	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部環境保全課	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000
規制等に関する一般的な問合せ	大気水質課 大気環境グループ	横浜市中区日本大通1	045-210-1111

大気汚染防止法政令市			
所管地域	所管課	所在地	電話番号（代表）
相模原市（緑区（橋本・大沢）・中央区・南区）	相模原市環境保全課	相模原市中央区中央2-11-15	042-754-1111
相模原市（緑区（城山・津久井・相模湖・藤野地区））	相模原市津久井地域環境課	相模原市緑区中野633	042-780-1404
横須賀市	横須賀市環境保全課	横須賀市小川町11	046-822-8328（直通）
平塚市	平塚市環境保全課	平塚市浅間町9-1	0463-23-1111
藤沢市	藤沢市環境保全課	藤沢市朝日町1-1	0466-25-1111

※ 横浜市及び川崎市については、各市で独自の条例が適用されます。

このチラシは、大気水質課のホームページでも御覧いただけます。
県条例に係る測定義務についても御確認ください。



神奈川県

環境農政局環境部大気水質課 大気環境グループ（内線4112）
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-1111（代表）